

渋川市環境物品等調達方針

1 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の規定に基づき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、市のすべての機関で環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を計画的に推進し、市の事業活動によって発生する環境負荷の低減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針によるグリーン購入は、市のすべての機関が行う物品の購入及びサービスの契約（以下「物品等」という。）をいい、消耗品及び備品の購入並びに物品の借上並びに印刷の発注とする。ただし、物品等以外についても、可能な限り本方針に基づくものとする。

3 基本的な考え方

物品等を調達する際は、次の要件を考慮して選択し、発注等に当たっては、その必要性を吟味するとともに、適正な量の発注に努めるものとする。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し有効利用していること
- (4) 長期間の使用ができること
- (5) リユース（再使用）が可能であること
- (6) リサイクル（再生使用）が可能であること
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること
- (8) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと
- (9) その他、環境への負荷の低減に資することができるものであること

4 環境物品等の判断基準等

環境物品等の種類、対象品目、具体的な判断基準等は、「渋川市グリーン購入推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で定めるものとする。

5 推進目標

グリーン購入の推進目標はガイドラインで定めるものとする。

6 進行管理及び公表

進行管理は渋川市環境推進会議が行い、購入割合等を公表するものとする。

7 検討体制

グリーン購入の対象品目、推進目標および実績把握の方法等については、渋川市環境推進会議推進部会において必要に応じて検討する。

8 市民・事業者へのグリーン購入の促進

市は、市内におけるグリーン購入を促進するために、情報の提供や意識啓発などに努める。

附 則

本方針は、平成30年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。